

# 「人権教育のための国連一〇年」前期五カ年の総括と 後期五カ年の課題

友 永 健 三

## はじめに

一九九八年十一月、私たちは、世界人権宣言五〇周年にちなんで、アジア・太平洋人権教育国際会議を開催し、日本はもとより世界中で人権教育に取り組むことを呼びかけた「大阪宣言」を採択した。<sup>1)</sup>

この会議の中心テーマであった「人権教育のための国連一〇年（一九九五～二〇〇四年）」（以下「人権教育の一〇年」と略）の前期五カ年が終了し、後期五カ年がはじまった。この時点で、前期五カ年を振り返り、この間の成果と後期五カ年にむけた課題を明らかにすることは重要な意義がある。その前に、「人権教育の一〇年」がなぜ提起されてきたか、何を目的としているのかを再確認しておくことも無駄ではないだろう。なぜなら、まだまだ

だ「人権教育の一〇年」そのものが知られていないからである。

## 「人権教育の一〇年」がなぜ提起されたのか？

「人権教育の一〇年」は、一九九四年一二月、第四九回国連総会で採択された。この時期に、「人権教育の一〇年」が提起された決定的な理由は、冷戦後の世界で多発する民族紛争に象徴される危険な世界の人権状況を克服し、平和で豊かな二一世紀を創造していくためである。このことは、「人権教育の一〇年」が国連総会で決議された年の前年、ユネスコが採択した「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」の一節に次のような指摘があることを見れば明らかだろう。

「確かに冷戦は終結し、いくつかの壁は壊され、独裁

者たちは打倒された。しかし、二〇世紀最後の二〇年は、民族主義の台頭、人種差別主義、外国人排斥、性差別、宗教的非寛容によって引き起こされるきわめて重大な人権侵害の再現を経験しつつある。このような再現は、女性に対する組織的レイプを含む民族浄化、搾取、子どもへの遺棄や虐待、外国人、難民、強制的移住者、少数民族、先住民その他の社会的弱者に対する集団的暴力というもつとも恐るべき形態に発展している」(中略)「上述した民族主義の台頭と非寛容は、武力紛争の勃発とそれに伴う人権侵害を防ぐために、将来を見通した特別的教育戦略を必要としている。もはや漸進的な変化だけでは十分であるとは考えられない。民主的価値を育み、民主化への意欲を支え、人権と民主主義に基づく社会変革を促進させる教育がなされなければならない」<sup>(2)</sup>

### 「人権教育の二〇年」の提起する人権教育とは？

人権教育は、きわめて広い概念である。では、「人権教育の二〇年」の中では、どのように定義されているのだろうか。総会決議と国連事務総長が総会に示した行動計画の中と、二つの文書に、それぞれ違った角度から定義がなされている。<sup>(3)</sup>

まず総会決議の定義では「たんなる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」とされている。ここでは、人権教育は、あらゆる人びとが、あらゆる機会に人間の尊厳を社会で確立するために、その方法と手段を学ぶ生涯にわたる過程であるとされている。

また、行動計画の中では「教育・研修・宣伝、情報提供を通じて、知識や技能を伝え、態度を育むことにより、人権文化を世界中に築く取り組み」と定義されている。この定義によって「人権教育の二〇年」のキーワードが、「人権文化」を構築することにあることがわかる。つまり、「人権教育の二〇年」に取り組むことによって、人権が日常生活において定着している状態、文化になる状態を世界中につくりあげようということである。

### 「人権教育の二〇年」がめざすもの

人権教育がめざすものとしては、以下の五点が、国連事務総長が提起した行動計画の中で取り上げられている。

- ① 人権と基本的自由の尊重を一層強化すること。
- ② 個性を全面的に開花させ、人間の尊厳を大切にすることを十分育てること。
- ③ すべての国民、先住民および人種・民族・エスニック・宗教・言語集団間の相互理解と寛容、性的平等および友好関係を促進すること。
- ④ すべての個人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること。
- ⑤ 平和を守るための国連の活動を促進すること。

### 柱 「人権教育の一〇年」を推進していく七つの

国連事務総長の提起した行動計画は、九九項目あるが、人権教育を推進していくうえで重要なものを以下七点紹介する。

- ① 世界人権宣言や国際人権規約など国際人権基準の普及・実現に取り組むこと。
- ② 被差別の立場にある人びとの人権を重点課題とするこ  
と（識字を含む）。
- ③ 人権教育を実施する対象として、教員、公務員、警察官、検察官、裁判官、弁護士、軍人、企業経営者、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者などを重

視すること。

- ④ 学校教育、社会教育、職場研修、家庭教育、生涯学習を通して人権教育を推進すること。
- ⑤ 人権教育を効果的に推進していくために、手法（参加、体験型など）、カリキュラム、教材などの開発に取り組むとともに、センターを設置すること。
- ⑥ 各方面で人権教育を推進していくため、一〇カ年の行動計画（二〇〇〇年を中間年とする）を策定すること。また、この計画を推進するための推進体制を整備し、予算を確保すること。定期的に行動計画の実施状況を評価し、見直しを行うこと。
- ⑦ 国際、国際地域、国、地方自治体と、それぞれのレベルで取り組むこと。

### 国連や各国の取り組み

「人権教育の一〇年」は、国連やユネスコなどの国際機関、アジア・太平洋地域をはじめとする国際地域、世界各国で取り組まれている。

たとえば、国連では各国の取り組みを奨励するための文書をまとめるとともに、各国の取り組みの集約を行っている。また、国連独自に警察官や教員など人権との関

わりの深い特定職業従事者むけの人権教育のためのテキストを作成している。<sup>(1)</sup>

ユネスコも、世界人権宣言五〇周年にむけて、『世界人権宣言ってなに？第三版』を発売したり、一九九五年九月に開催された第二八回総会では、「平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要項」を採択したりしている。<sup>(5)</sup>

アジア・太平洋地域などにおいても、人権教育を推進するための各種会合が開催されてきている。たとえば、アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）は、この地域における学校教育の中で人権教育を推進していくための会合を積み上げてきている。

また、「はじめに」でも紹介したように、九八年一月には、アジア・太平洋人権教育国際会議が開催されている。<sup>(6)</sup>

各国の取り組みとして、国連は、九九年一月時点の集約として、アフリカ地域一四カ国、アジア・太平洋地域一〇カ国、ヨーロッパ地域二七カ国、米州地域一三カ国、合計六四カ国の取り組み状況を紹介している。この中で、とくに注目される取り組みとしてはフィリピンとフランスをあげることができる。<sup>(7)</sup>

フィリピンの場合、フィリピン人権委員会が包括的な行動計画を策定している。また、アムネスティ・インタ

ーナショナル・フィリピン支部など各方面の参画を得た全国的な集会がもたれ、国内行動計画の充実が討議されている。なお、フィリピンの場合一九九八年から二〇〇七年がフィリピン人権教育一〇年の期間と定められている。

フランスの場合、ユネスコ国内委員会と一一の関連する省庁の代表を含む国家人権諮問委員会とによって、「人権教育の一〇年」国内委員会が構成されている。フランスの国内委員会は、人権教育の分野における過去・現在の活動に関する調査を実施するとともに、人権教育の必要性の査定、人権教育を推進していくための行動計画の策定を任務としている。この任務を遂行するため、①初等・中等学校、②大学と高等教育、③警察、軍隊、裁判官、教員、ソーシャルワーカーなどいくつかの専門家集団を含む成人教育、④NGO、団体、労働組合、の四つの作業部会が、国内委員会内に設置されている。また、九六年一月には、国立人権情報・トレーニングセンターが発足している。

以上紹介したように、国連やユネスコ、アジア・太平洋地域、さらには各国における「人権教育の一〇年」にちなんだ取り組みは、じよじよに広がりを見せてきているが、まだまだ不十分な水準にとどまっている。深刻な

世界の人権状況を直視したとき、「人権教育の一〇年」に関する取り組みをもっと優先度の高いものとし、全世界で真剣に取り組まれることが求められている<sup>(8)</sup>。

### 日本政府の取り組み

「人権教育の一〇年」を世界中で実施していくため、国連は、各国レベルでの取り組みにもっとも大きな期待をかけている。その点、日本は、相対的によく取り組んでいる国の一つといえるだろう。

日本政府は、一九九五年一月一五日の閣議決定で、「人権教育の一〇年」国内推進本部を設置した。推進本部長は内閣総理大臣で、副本部長には、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、文部大臣、総務庁長官が就任し、本部長は、全府省庁の事務次官クラス二二名が担当。事務局は、内閣官房内政審議室に設置されている。

九七年七月四日、国内行動計画が発表された。これは、前年の一二月に「中間報告」が公表され、各方面からの提起をうけ若干修正したものである。国内行動計画は、  
①基本的考え方、②あらゆる場を通じた人権教育の推進、  
③重要課題への対応、④国際協力の推進、⑤計画の推進、から構成されている。

この内、②のあらゆる場を通じた人権教育の推進では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会、特定の職業に従事するものに対する人権教育」に取り組むこととされている。

この特定の職業に従事する者の中には、「検察職員、教員、社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者」などが含まれている。

③の重要課題への対応としては、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人びと、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人」が具体的に列挙されている。

### 政府の取り組みの課題

推進本部が設置されたこと、国内行動計画が策定されたことは、前半の取り組みの成果だが、問題点としては、以下の諸点がある。

①「人権教育の一〇年」推進のための独自の予算が組まれていない。とくに政府広報予算を使った、テレビや新聞、週刊誌などによる宣伝がされていない。また、地方自治体や、民間団体の取り組みを積極的

に支援するための予算が組まれていない<sup>(10)</sup>。

② 行動計画のなかで、人権教育を推進していく対象として、各級議員、裁判官や弁護士、宗教関係者が欠落している。

③ 特定職業従事者に対する人権教育の推進は、注目される項目である。これを実現するためには、テキストの作成とカリキュラムの編成が不可欠であるが、これがされていない。このため体系的な取り組みはほとんど行われていない。

④ 「人権教育の一〇年」推進本部事務局が内閣官房内政審議室に設置されているが、直接の担当者はわずか二名で、それも兼務職員である。これではだめで、少なくとも二〇名程度専従職員を配置する必要がある。また、国内行動計画の策定にあたって、社会のあらゆる分野を代表する人びとの参画をえた国内推進委員会が設置されていない。さらに、(財)人権教育啓発センターに人権NGOの積極的な参画をえるとともに、人権教育・啓発の情報収集の充実などをはかる必要がある。

⑤ 全省庁の施策の中に人権の視点を貫く必要がある。たとえば、学校教育、社会教育、生涯学習の基本に人権教育の推進を位置づけることが求められる。そ

の一環として、二〇〇二年四月より導入される総合的な学習の時間に、人権教育の推進を明確に位置づける必要がある。

⑥ 「人権教育の一〇年」を本格的に推進していくとともに、人権教育・啓発を本格的に推進していくための法整備が必要である。その点では、昨年七月二九日、人権擁護推進審議会から今後の人権教育・啓発に関する答申が出されたが、行財政的措置の必要性の指摘にとどまり、法的措置の必要性まで踏み込まなかったのは残念なことである。今後、国会レベルでの審議がもとめられている<sup>(11)</sup>。

⑥ 上記の諸課題を、国内行動計画の見直しの中で盛り込んでいくこと。このため、この間の成果と問題点を明らかにするための実態調査を早急に実施する必要がある<sup>(12)</sup>。

### 地方自治体レベルでの取り組みの成果

「人権教育の一〇年」の目的は、先に述べたように人権文化の構築にあるが、それを実現するためには、地方自治体レベルでの取り組みが決定的に重要である。なぜなら、大多数の人びとが日常生活している場合は、地方自

治体レベルだからである。

この点でも、この間の取り組みによって一定の成果が上がっている。具体的には、四七都道府県中、知事なり副知事を本部長に、全部長を網羅した推進本部が設置され、行動計画も策定されている府県が一九（長野、静岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、鳥取、徳島、香川、高知、福岡、大分、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島）に達している。（資料①）

行動計画策定にあたって、学識経験者など広く府県民の参画を得た懇話会などを設置したところが多数である。また、行動計画にも工夫がこらされている。たとえば、奈良県の行動計画の場合、①はじめに、②基本的な考え方、③奈良県の人権に関する教育・啓発の状況、④人権教育を推進するための環境の整備、⑤あらゆる場を通じた人権教育の推進、⑥重要課題への対応、⑦国際協力の推進、⑧行動計画の推進、から構成されている。このうち、④の人権教育を推進するための環境の整備では、「学習環境の整備、人材の養成、学習方法の整備、効果的な啓発手法・情報提供の実施、ボランティアの活用、国、市町村をはじめとする関係機関、民間団体、企業等との連携」が盛り込まれている。<sup>13)</sup>

さらに、府県レベルのみならず、市町村レベルでも推

進本部を設置し、行動計画を策定しているところも少ない。たとえば、大阪では、大阪府・市のみでなく、すべての市町村で推進本部が設置され、およそ半数の市町村で行動計画が策定されている。（資料②）

この他、部落差別撤廃・人権擁護条例などを制定し、その条文の中に、人権教育・啓発の推進を盛り込んでいる自治体も少なくない。（一九九九年一〇月二二日現在、こうした条例を制定している自治体は六〇一）<sup>14)</sup>

### 地方自治体レベルでの取り組みの課題

地方自治体レベルでの今後の取り組みの課題としては、以下の諸点をあげることができる。

①北海道から沖縄県まで、すべての都道府県で推進本部を設置し、行動計画を策定すること。また、すべての市区町村でも同様の取り組みが求められる。

②すでに、行動計画が策定された自治体では、その普及・宣伝と具体化が求められる。とくに、リーダー（ファシリテーター）の養成、教材や手法、さらにはカリキュラムの開発が必要である。

③人権教育に関する教材や人材、さらには各種データを集めたセンターを各地に整備する必要がある。その際、

三重県や福岡県などで行われているように、この際新たに人権センターを整備する方法もあるし、既存の生涯学習センターや公民館、さらには隣保館などを拡充整備する方法もある。

④人権教育・啓発に取り組みNGO・NPOを積極的に支援していくことが求められる。

⑤さらに、人権の視点からすべての行政施策を点検し、日常実施されている行政施策に人権の視点を貫くことが必要である。

⑥比較的早い時期に地方自治体として行動計画を策定したところでは、実施状況の評価と行動計画の見直しを行い充実を図ること。

⑦人権教育・啓発の推進を重要な柱に盛り込んだ人権尊重のまちづくりを推進していくための条例をすべての地方自治体で制定することが求められる。

### 企業における取り組み

近年企業においても、同和問題をはじめとする人権問題をテーマとした研修等が行われている。けれども、その取り組みは一部のものとどまっているし、一昨年六月大阪で発覚した「差別身元調査事件」の深刻な実態や、

人命よりも企業の利益を優先する商工ローン関係企業の問題などを直視するとき、企業においても「人権教育の一〇年」にちなんだ取り組みが求められる<sup>15)</sup>。

その点で、求められている課題を以下に列挙する。

①企業研修のテーマに「人権教育の一〇年」を盛り込む必要がある。

②企業研修の中に、世界人権宣言や国際人権規約、女性差別撤廃条約や人種差別撤廃条約を位置づけ、企業内での実現をめざしていくことが求められる<sup>16)</sup>。

③企業研修のテーマに、部落差別の撤廃はもとより、女性、障害者、在日外国人、HIV感染者などあらゆる差別を撤廃していくための課題を位置づけていく必要がある。

④社長をはじめ企業関係者全体に対する研修を実施していく必要がある。

⑤「人権教育の一〇年」の後期五カ年のスタートにちなんで、企業研修についても五カ年計画を策定することが望まれる。

⑥企業内で本格的な人権研修を実施するためには、体制の確立と予算の確保が不可欠である。

⑦さらに、人権の視点から企業活動のすべてを点検し、人権尊重を基本とした企業につくりかえていく必要が



ある。

### 学校における取り組み

学校においても「人権教育の一〇年」にちなんだ取り組みが求められている。その際、これまでの同和教育の成果をふまえ人権教育へと発展させるとともに、その中の重要課題として同和教育を充実していくことが求められている。すでに、この観点から各地で、独自の教材やカリキュラムの作成、さらに人権教育基本方針の策定がはじまっている。今後、人権・同和教育を充実していく必要があるが、その際、児童虐待の深刻な実態、いじめや「学級崩壊」の実態、教員による児童・生徒に対するセクシユアルハラスメントの実態などを克服していく取り組みと結びつけていくことが求められている。

なお、後期五カ年のスタートにあたり、学校における今後の取り組みとして、以下の諸点が求められている。

①幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学など、すべての学校で「人権教育の一〇年」を周知徹底し、位置づけることが必要である。

②世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約などをすべての保育所や学校で、保育士や教職員はもとよ

り、児童、生徒、学生、保護者にも普及宣伝し、実現していくことが求められている。

③すべての学校で、人権教育をカリキュラムの中に明確に位置づけることが必要である。とくに、二〇〇二年四月より導入される「総合的な学習の時間」の重点テーマに、人権を位置づけることが必要である。

④保育士、教職員、保護者などに対する人権研修を充実することが求められる。これとの関連で、各方面での人権教育の中心的なリーダーを養成するとともに、人権教育の在り方を究明していくための「国際人権大学院大学（仮称）」を設置することが求められる。

⑤学校における人権教育を推進していくための手法、テキスト、カリキュラムなどの開発が必要である。

⑥開かれた学校づくりをめざして、学校、家庭、地域が「協働」して教育、子育て、コミュニティづくりを進めることが必要である。

⑦いじめ、不登校、「学級崩壊」など、今日的な教育課題にこたえるため、人権文化に根ざした学校改革、教育改革が求められる。

### 今後の取り組みが求められている分野

そのおかれてある位置からして、「人権教育の一〇年」にちなんだ取り組みがとくに求められている分野で、これまでのところあまり取り組みがなされていない分野について、若干ふれておく。

その第一は、マスメディア関係者である。国連はもとより、政府や地方自治体の行動計画のなかで、マスメディア関係者の人権教育の推進に対する大きな期待が表明されている。けれども、これまでのところ、みるべき取り組みはなされていないといわねばならない。それどころか、新聞やテレビ、さらには週刊誌などの報道によって人権が侵害される事態が増大してきている。

この機会に、マスメディア関係者の中で人権教育を推進していくための体制を確立し、系統的な研修を実施することが求められている。また、「人権教育の一〇年」に関する大々的な報道や、人権の視点を踏まえた番組や紙面づくりが期待されている。

第二に、宗教関係者の中での人権教育もきわめて重要な課題となってきた。いうまでもなく、宗教は人びとの生活と深く結びついている。「人権教育の一〇年」の

目的が、人権文化を世界中に構築していくことにあるわけだから、宗教者の協力がなければ、その実現は困難である。

けれども、オウム事件や宗教関係者による人権侵害事件が相次いでいる状況を見たとき、宗教関係者の中での人権教育の推進が今日ほど求められているときはないと思われる。

第三に、各級議員の中での人権教育の推進も、きわめて重要である。国連事務総長が提起した行動計画の中では、議員の中での人権教育の推進の必要性は重要視されているが、日本政府の行動計画や、各地方自治体の行動計画ではほとんどふれられていない（和歌山県の行動計画では、議員の中での人権教育の推進が盛り込まれている）。

法律を制定したり、予算を決定したりする権限を議員がもっているわけだから、議員の中での人権教育の推進と、議員の人権教育についての理解の浸透は、決定的な重要性をもっているといえる。その点では、国会議員の中で「二十一世紀人権政策勉強会」が組織されているが、この活動を活性化するとともに、昨年一二月、大阪で結成された自治体レベルの議員による「大阪人権議員フォーラム」のような取り組みを全国的に広げていくことが

求められている。

第四に、裁判官の中での人権教育の推進が求められている。この点も、国連の事務総長が提起した行動計画の中ではふれられているが、日本の国内行動計画では欠落している点である。人権侵害を救済するための最後の方策が裁判であることを考えると、裁判官が、国際人権を含む人権をしつかりと理解することはきわめて重要なことである。けれども、国際人権を理解した裁判官が少ないという現状がある。その点では、「人権教育の一〇年」にちなんだ系統的な取り組みが、裁判官の中でも実施される必要がある。

第五に、被差別者の中での人権教育の推進が必要である。「人権教育の一〇年」は、なによりも、国や地方自治体によるしつかりとした取り組みが求められていることはいままでもない。けれども、国や地方自治体の取り組みを活用して、被差別者をはじめとした市民自身が、人権に目覚め、自らの自己実現を遂げていくこと、つまりエンパワメントしていくことが決定的に重要である。

その点では、部落解放同盟大阪府連合会和泉支部は、支部としての「人権教育の一〇年」に連動した行動計画を策定しているが、こうした取り組みを各方面で強めていく必要がある<sup>(17)</sup>。

## おわりに

以上、国レベル、地方自治体レベル、企業、学校などでの取り組みの成果と課題を指摘したが、これらの取り組みが開始されてきた背景には、日本教職員組合、部落解放同盟、全国同和教育研究協議会、全国隣保館連絡協議会、反差別国際運動日本委員会、世界人権宣言大阪連絡会議など、民間レベルでの「人権教育の一〇年」の推進を求めた粘り強い運動の展開があったことを最後に強調しておきたい。上記に提起した今後の課題を実現していくためには、これら民間団体の一層の奮闘が求められている。

とくに、二〇〇〇年は「人権教育の一〇年」の中間年、国連をはじめ各方面で、行動計画の見直しが行われる年である。この機会に、民間団体や地方自治体が連携して、前期五カ年を総括し、後期五カ年の方向を明らかにしていくための都府県レベルの集会、さらには全国的なレベルの集会を企画することも有意義ではないだろうか。そして、この集会で、国連や国のレベルで、後期五カ年に取り組む必要性のある事項を提言していくことも必要である。

二一世紀を目前に控えた内外の人権状況をみたととき、引き続き深刻な状況にあるといわねばならない。たとえば、世界の人権状況をみたととき、ロシアではチェチェンに対するロシア軍の爆撃が行われているし、インドネシアでは宗教的な対立が激化してきている。また、日本の人権状況をみても、通り魔殺人事件、保険金目当ての殺人事件など「人の命を軽視する傾向」が相次いでいるし、警察官や裁判官など人権に関わりの深い特定職業従事者による不祥事が多発している<sup>(18)</sup>。

一昨年十一月、国連規約人権委員会は、日本政府が提出した同規約の実施状況についての第四回報告書に対して審査を行い、数多くの是正勧告を盛り込んだ最終見解を発表した。これらを国内で確実に履行していくことが求められている<sup>(19)</sup>。

このような内外の人権状況を直視したとき、「人権教育一〇年」に取り組む意義は極めて大きなものがある。おりしも、本年は、二〇世紀最後の年であるとともに、「人権教育の一〇年」の後期五カ年がスタートする年でもある。さらに、本年は、平和と非暴力の実現をめざしてユネスコが提唱し国連総会で定められた「平和の文化国際年」にあたる<sup>(20)</sup>。

この年に、国のみならずすべての地方自治体、すべて

の企業や学校、マスメディア関係者、宗教関係者、議員、裁判官、被差別者の中などで「人権教育の一〇年」が本格的に取り組み出されることになれば、人権文化を世界中に構築し、平和で人権が尊重された二一世紀を創造していくうえで、日本の名譽ある国際貢献ともなるだろう。

#### 注

(1) 「大阪宣言」を含む、この会議の報告書は、世界人権宣言五〇周年記念アジア・太平洋人権教育国際会議大阪実行委員会より『二一世紀に向けた人権教育の挑戦』(一九九九年一月)と題して発行されている。

(2) 「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」の全文は、『国連人権教育の一〇年(一九九五～二〇〇四)―人権文化を世界中に築くために―』(社団法人部落解放研究所)に収められている。

(3) 「人権教育の一〇年」に関する国連決議と事務総長がとりまとめた行動計画の日本語訳は、同上冊子に収められている。

(4) 国連の取り組みは、国連人権高等弁務官事務所のホームページ(<http://www.unhcr.ch/>)の中のHuman Rights Education : Lesson for Life, Basic Information kit no.

4 Nov. 1998 で紹介されている。その日本語訳は、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版による『世界人権宣言五周年大阪集会・討議資料』（一九九一年一月）に収められている。

(5) 『世界人権宣言ってなに？第三版』の英語版の原題は、Human Rights : Questions and Answers Third edition で、著者はレア・レビン、挿し絵はプランチュ、ユネスコから一九九六年に発行されている。日本語版は、一九九一年一月、平沢安政訳、部落解放・人権研究所編、解放出版社発行。国際人権に関する格好の入門書である。「平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要項」の日本語訳は、『平和・人権・環境教育国際資料集』（一九八一年一月 青木書店）所収。

(6) アジアの学校での人権教育の取り組み状況については、国際人権ブックレット6『アジアの学校の人権教育』（ヒューライツ大阪編集・発行、一九九九年七月）を参照。  
 (7) 各国の取り組みは、国連人権高等弁務官事務所のホームページ参照。

(8) 国連ならびに各国の「人権教育の一〇年」に対する取り組みを強化するための提言としては、反差別国際運動（IMADR）が、一九九九年八月国連人権小委員会で行っているが、その内容は、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版、

『世界人権宣言五周年大阪集会・討議資料』所収。

(9) 日本政府の行動計画は、反差別国際運動日本委員会編集発行、『現代世界と人権12』（一九九八年六月）所収。

(10) 「人権教育の一〇年」に関する日本政府の予算は、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版による『世界人権宣言五周年大阪集会・討議資料』に収められているが、既存の人権教育に関する予算を単にとりまとめたものにはすぎない。

(11) 人権擁護推進審議会答申の問題点については、拙稿「人権擁護推進審議会の「教育・啓発答申」の問題点と今後の課題」（『解放教育』一九九九年一月号）を参照。

(12) 国内行動計画の重要性やその中に盛り込む必要のある事項などについては、国連事務総長報告の付録として示された「人権教育のための国内行動計画」のガイドラインを参照のこと。日本語訳は、反差別国際運動日本委員会編集発行の『現代世界と人権12』所収。

(13) 奈良県の行動計画については、『人権教育のための国連一〇年』奈良県行動計画』として、奈良県生活環境部県民生活課より一九八八年三月、冊子が発行されている。

(14) 部落差別撤廃・人権擁護条例などの採択状況については、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版、『世界人権宣言五周年大阪集会・討議資料』所収。なお、大阪府、三重県、

滋賀県内で制定された条例については、部落解放・人権研究所のホームページで紹介されている。(http://blhrii.org)

(15) 九八年六月発覚した「差別身元調査事件」については、部落解放同盟大阪府連合会発行の『差別身元調査事件 あなたも調べられている』(九九年一二月)や東京都連発行の『何を調べようというのか? 差別身元調査事件の真相』(九九年一月)を参照のこと。また、企業と「人権教育の一〇年」の関係については、拙著『人権の二一世紀と企業』(同問題研修の手びき・第一六集、大阪企業同問題推進連絡協議会発行、九九年一二月)がある。

(16) 九九年一〇月、静岡県浜松市の宝石店関係者が、ブラジル人女性を店から追い出そうとしたことは、人種差別撤廃条約に違反する行為であるとして損害賠償請求を認めた判決が、静岡地裁浜松支部で示された。

(17) 部落解放同盟大阪府連合会和泉支部による「人権教育の一〇年」に関する行動計画は、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版、『世界人権宣言五一周年大阪集会・討議資料』所収。

(18) たとえば、九九年一〇月、タクシーの乗務員に関わった事件の判決文の中で、京都地裁の裁判官は、「一般論でいえば、タクシーの乗務員には雲助まがいのものが、まま見受

けられる」と述べた。これに対しては、タクシー乗務員の労働組合をはじめ関係方面から、あからさまな差別であるとして強い抗議の意志が示されている。

(19) 自由権規約に関する日本政府の第四回政府報告書に関する規約人権委員会の最終所見を含む詳しい審議内容については、日本弁護士連合会編『日本の人権 二一世紀への課題』(現代人文社九九年五月)を参照。

(20) 「平和の文化国際年」についての簡単な紹介は、世界人権宣言大阪連絡会議などの出版、『世界人権宣言五一周年大阪集会・討議資料』所収。

追記・なお、本稿は、昨年一二月一〇日、世界人権宣言五一周年記念大阪集会で筆者が行った基調提案をもとに、大幅に加筆修正したものである。

(資料①)

## 「人材教育のための国連10年」にかかわる各都道府県の取り組み状況

1999年9月現在

都道府県名	推進本部設置状況	「行動計画」策定状況
北海道		
青森		
岩手		
宮城		
秋田		
山形		
東京	1998年11月 東京都人権施策推進本部	1999年度中に「人権施策推進指針(仮称)」を策定予定
埼玉		
群馬	1999年5月「人権教育のための国連10年」群馬県推進本部	1999年度中に策定予定
栃木	1998年11月「人権教育のための国連10年」栃木県連絡会議	
茨城		1998年度着手1999年度以降策定予定
千葉	1998年6月「人権教育のための国連10年」千葉県連絡協議会	
神奈川	1992年6月「神奈川県人権施策推進会議」	1998年3月「神奈川県人権教育推進指針」改訂
山梨		
長野	1997年10月「長野県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年長野県行動計画」策定
新潟		
福島		
静岡	1998年5月「静岡県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年」静岡県行動計画(ふじのくに人権文化創造プラン)策定
愛知	設置予定	行動計画の策定について検討中
岐阜	1998年5月「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」	1999年6月「岐阜県における人権啓発(教育)の現状と啓発の視点」
三重	1996年12月「三重県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年三重県行動計画」策定
富山	1999年8月 人権教育国連10年富山県行動計画連絡会議	1999年度中に策定予定
石川		1999年度中に策定予定
福井		1999年度中に策定予定
滋賀	1997年7月「滋賀県人権教育のための国連10年推進本部」	1998年7月「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」策定
京都	1999年3月「人権教育のための国連10年」京都府行動計画推進本部	1999年3月「人権教育のための国連10年京都府行動計画」策定
奈良	1998年5月「人権教育のための国連10年」奈良県推進本部	1998年3月「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画策定
和歌山	1997年12月「人権教育のための国連10年」和歌山県推進本部	1998年8月「人権教育のための国連10年」和歌山県行動計画策定
大阪	1996年2月「大阪府人権教育のための国連10年推進本部」	1997年3月「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」策定
兵庫	1999年7月 兵庫県人権施策推進会議	1999年度中に「総合推進指針」を策定予定
岡山		策定作業中
広島	1998年8月 人権教育推進ワーキンググループ	
山口		
鳥取	1998年3月「鳥取県人権教育のための国連10年推進本部」	1998年2月「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」策定
島根	1998年8月 島根県人権施策推進会議	1999年度着手2000年度策定予定
徳島	1997年12月「徳島県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画策定
香川	1998年3月「香川県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年」香川県行動計画策定
高知	1998年7月 国連人権教育高知県推進委員会設置	1998年7月「人権教育のための国連10年」高知県行動計画策定
愛媛	1999年4月「人権教育のための国連10年」愛媛県推進本部	2000年3月策定予定
福岡	1997年3月「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」	1998年5月「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」策定
大分	1997年10月「人権教育のための国連10年」大分県推進本部	1998年3月「人権教育のための国連10年」大分県行動計画策定
長崎	1998年1月「人権教育のための国連10年」長崎県推進本部	1999年5月「人権教育のための国連10年」長崎県行動計画策定
佐賀	1997年12月「人権教育のための国連10年」佐賀県推進本部	1999年3月 佐賀県人権教育・啓発基本方針(「人権教育のための国連10年」佐賀県行動計画)策定
熊本	1997年10月「熊本県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年1月「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画策定
宮崎	1997年12月「人権教育のための国連10年」宮崎県推進本部	1999年2月「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画策定
鹿児島	1997年12月「鹿児島県人権教育のための国連10年推進本部」	1999年3月「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画
沖縄		
合計	設置30・設置予定1	策定19・策定予定及び作業中11

(人権教育のための国連10年推進本部調べをもとに作成)

## 27 「人権教育のための国連10年」前期5カ年の総括と後期5カ年の課題

(資料②)

## 大阪における「人権教育のための国連10年」推進本部の設置、行動計画の策定、人権擁護に関する条例の制定状況

市町村名	人権教育10年推進本部 (1999年10月現在)	同行動計画 (1999年10月現在)	人権擁護に関する条例 (1999年8月現在)
大阪府	1996. 2. 7	1997. 3	1998.11. 1
大阪市	1996. 4. 1	1997. 8. 5	
池田市	1997. 6.16		1997. 7. 1
和泉市	人権擁護施策推進本部で対応。	1999. 2. 4	1997. 8. 1
泉大津市	1997.11. 5		1994.12.21
泉佐野市	1996. 8. 1 人権対策本部内に10年推進委員会を設置。	1998. 4.16	1993.12. 1
茨木市	1997. 5. 1	1998.11.13	1998.12.24
大阪狭山市	1997.10. 1		
貝塚市	1997. 6.23	1998. 7. 7	1994.12. 1
柏原市	1997.12. 2		
交野市	1997.12. 1	1999. 4. 1	
門真市	1998. 1.27	1999. 4.27	
河内長野市	1997.11.10		
岸和田市	1998. 3.15		
堺市	1997. 1. 1	1998. 8. 3	
四条畷市	1998. 1. 7		
吹田市	1997.10.13	1999. 4	
摂津市	1997. 5. 6	1998. 6. 8	1997. 4. 1
泉南市	1998. 2.25		1995. 6. 1
大東市	1997. 4. 1	1999. 3.31	
高石市	1998. 1. 1		1998. 8. 1
高槻市	人権擁護推進本部で対応。	1999. 3.26	
豊中市	1997. 2. 1		1999. 4. 1
富田林市	1997.10.30	1999. 6	
寝屋川市	1997. 7.14		
羽曳野市	1997. 2. 1		
阪南市	1998. 3. 1	1999. 3.11	1994. 4. 1
東大阪市	1997.12.10		
枚方市	人権擁護推進本部で対応。	1999. 4	
藤井寺市	1997.11. 5		
松原市	1998. 4. 1		
箕面市	人権啓発推進本部会議で対応。		
守口市	1998. 1.30		
八尾市	1997. 7. 4	1999. 2	
河南町	1997.12.25		
熊取町	1997.12.10	1999. 3.30	1995. 6. 1
島本町	1997. 5.30	1998.12. 2	1985. 3.20
太子町	1997.10. 1	1999. 3.31	
田尻町	1998. 1. 5	1999. 3.31	1995. 4. 1
忠岡町	1997.12.10	1999. 3	1996. 1. 1
豊能町	1997. 6. 1	1998. 3	1998. 1. 1
能勢町	1997. 8. 4		1996. 4. 1
岬町	1998. 2. 4		1994.12. 1
美原町	1997.10.14		
千早赤阪村	1997.10.22		
台 計	28市10町 1村	16市 6町	11市 7町